

## 法人県民税法人税割の超過課税の改正について（お知らせ）

～ 令和5年2月1日から超過課税の対象となる法人の要件が変わります。～

滋 賀 県

平素は、県政の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、本県では、令和3年1月31日までに終了する事業年度の法人県民税の法人税割につきまして、財源の充実確保を図るため標準税率の1.0%（または3.2%）に0.8%上乘せする超過課税をお願いし、健康福祉の推進、産業の振興、雇用の安定、琵琶湖の保全などの施策を実施してきたところです。

この度、今後の超過課税のあり方について検討し、滋賀県税条例を下記のとおり改正しましたのでお知らせします。各位にはご負担をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 超過課税の税率

1.8%（令和元年9月30日までに開始する事業年度は4.0%）  
（税率に変更はありません。）

#### 2. 対象法人等

超過課税の適用対象となる法人税額要件を引き下げます。

現 行：資本金1億円超または法人税額年5,000万円超

改正後：資本金1億円超または法人税額年2,000万円超

（令和5年2月1日以後に終了する事業年度分から変更となります。）

#### 3. 適用期間

法人県民税法人税割の超過課税について、適用期限を5年間延長します。

現 行：令和3年1月31日までの間に終了する各事業年度分

改正後：令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分

〈問い合わせ先〉

※超過課税の適用範囲の拡大および適用期間の延長について

滋賀県総務部税政課 企画管理係 電話077-528-3211

※法人二税（県税）の申告・納付について

滋賀県西部県税事務所 課税一課 電話077-522-9804

（改正の理由については裏面をご覧ください。）

## 改正の理由

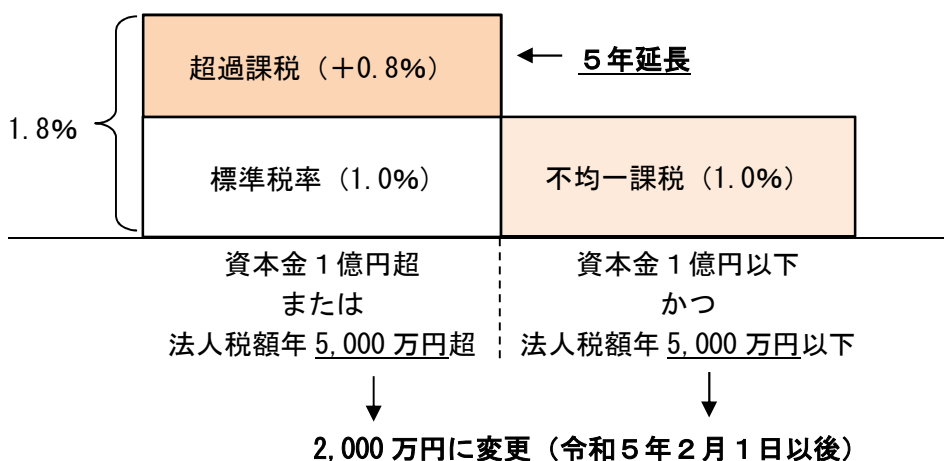
法人県民税法人税割の超過課税の適用期限が迫っていることから、そのあり方について、知事の附属機関である滋賀県税制審議会に諮問したところ、以下のとおり答申が出されました。

- (1) 滋賀県の財政が依然として厳しい状況にある中、今後も主要な施策を推進するためには、引き続き自主財源の充実確保を図る必要があることから、超過課税については、継続することが適当。
- (2) 現在、超過課税の対象が一部の法人に偏っており、課税の公平性の観点から課題があること、また、地域を支える財源を皆で負担し合うという県民税の意義を踏まえれば、超過課税についても薄く広く負担を求めていくことが望ましいことから、超過課税の対象を中小法人等に拡大する方向性で、不均一課税の適用条件を見直すことが適当。

この答申を受けて、法人県民税法人税割の超過課税の適用範囲を拡大した上で、その適用期間を5年間延長する条例案を滋賀県議会令和2年2月議会に上程し、可決されました。

なお、超過課税の適用範囲の拡大については、十分な周知期間を設けるため、また、消費税率引上げによる影響を回避するため、超過課税の延長から2年間の猶予期間の後、適用することとしています。

### (参考) 改正のイメージ



滋賀県税制審議会の答申は、滋賀県ホームページで公表しています。

滋賀県 > 県民の方 > くらし > 税金 > 審議会 > 滋賀県税制審議会